

令和5年度 山形県消費生活審議会及び山形県消費者教育推進協議会 議事録（要旨）

〔開催概要〕

- 1 開催日時 令和6年2月9日(金) 13:30～15:30
- 2 開催場所 県庁2階講堂
- 3 出席者等

出席委員：伊藤幸枝、小笠原奈菜、鈴木順子、東海林かおり、長岡克典、細江大樹、安部芳晴、伊藤こず恵、後藤暖、今田久美子、佐藤博之、井上弓子、大石徹、佐藤善友、原田周子、渡邊孝子

16名

〔次 第〕

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - (1) 山形県における消費者行政の推進状況について
 - (2) 山形県の消費生活相談の状況について
 - (3) 第4次山形県消費者基本計画の進捗状況について
 - (4) 意見交換
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

事務局より、委員総数16名中16名の出席であり、山形県消費生活条例第42条第3項の規定に基づき、本日の審議会が成立していることを報告した。

2 挨拶

(知事挨拶<首長表明> (部長代読))

(小笠原会長挨拶)

本日の審議会は皆様に協力いただき作成した第4次山形県消費者基本計画の初年度である令和4年度の進捗状況について説明後、いろいろご意見をいただくこととしております。

コロナ禍での活動になり、思うように進んでいなかったところもあるかと思われます。基本計画策定後も消費者取引を取り巻く環境は日々変化しております。例えば、一昨年2022年の6月1日に改正特定商取引法が施行され、それまで、かなり問題になっていた定期購入で、一回のみの購入と見せかけ、契約を結ばせるというサイトに関しての規制がなされることになりました。会員登録をすると見せかけて実は商品の購入をさせるサイト、消費者を騙したり勘違いさせたりするいわゆるダークパターンのユーザー・インターフェースを用いたWebサイトも結構多い状況になっています。いろいろ環境が変わってくる中で、県民の皆様の消費者被

害を減らすために、出前講座や SNS、イベント等で消費者被害の事例を紹介し、それを聞いた県民の皆さんが周りの人にも伝えていくという習慣ができ、皆さんが消費者問題を自分ごととして捉えて活動していくことが大切なのではないかと私は考えています。

山形県消費生活条例第 42 条第 2 項の規定に基づき、小笠原会長が議長となり進行した。
山形県消費生活審議会運営要領第 3 条第 2 項の規定に基づき、小笠原会長から会議録署名委員に伊藤幸枝委員と原田委員が指名された。

3 議事

(1) 山形県における消費者行政の推進状況について

【事務局から資料に基づき説明】

(2) 山形県の消費生活相談の状況について

【事務局から資料に基づき説明】

(3) 第 4 次山形県消費者基本計画の進捗状況について

【事務局から資料に基づき説明】

(4) 意見交換

(伊藤委員)

資料 5 の 7 ページに、市町村における講習等の実施市町村割合で、社会教育事業の実施状況の項目があり、改めて意識をしたところです。新庄市でも、特に出前講座等に行っていない状況ではありますが、実際に消費生活単独で実施してもなかなか参加者が集まるのかといった問題もあるかとは思いますが、施設を利用されるサークルに、消費者行政の取組、特に、有意義な情報だと感じておりましたセンターニュースを周知するなどして、消費者教育の推進に何か貢献してまいりたいと考えております。

(鈴木委員)

県から配付されるケロちゃん通信とか、子ども若者サポート情報というのはすごくいいなと思い、活用させていただいています。なかなか授業の中で、消費者問題を取り扱う時間がなく、何か有効な方法がないだろうかと常日頃考えているわけですが、SNS を発信しているということで、実はそのことについて生徒と話をしています。「見てる？」と問いかけて、県のホームページからも入っていき情報もらえると話しますが、高校生は県のホームページは見ないと言うことです。Instagram とか X とかも情報発信してくれているから見てよと話しますが、興味あるものしか開かないということ。じゃあそこが課題だということで話しており、どうやったら高校生に身近な問題として感じてもらえるのかと想っているところです。あと、「188 (いやや)」のことも授業でやっていますが、1 年生だけなので、忘れてしまうと言います。どうすると頭の中に残るか聞いたら、高校生が言うには、ティッシュとかに「188 (いやや)」と入れてもらって配られると私はつい手を出しちゃう。そうすると、なんだろう

って見るから、そこに「188 (いやや)」のこととか、今若者がひっかかりそうなことが書いてあるとそうなんだと思うということでした。そこで、私達も子供たちにどうやって情報提供していき、関心を持ってもらえるのかを常日頃考えていきたいと思っております。

(東海林委員)

なかなか若い方はもう SNS で情報を得る機会がないというか、見る気もないというお話でしたが、親世代の方が見る機会はあるって、子供に伝えるっていう方法もあると思いながら聞いておりました。

私の立場からは高齢者関連ですが、資料の3の(2)です。契約当事者年代別にみた上位商品・役務別相談件数の70歳以上のところで、申請代行サービスがありますが、49件もありますのでどのような内容かお聞きしたいと思ったところです。見守りネットワークの構築で、米沢市が設置されたことはとても素晴らしいと思いながら聞かせていただきました。また、県の担当者が35市町村を訪問されたということで、とても積極的にアプローチをされていると感じました。やはり出前講座が、有効かと思えますので、包括などを訪問しているという話を聞きましたが、引き続きお願いしたいと思ったところです。私は、包括協または地域包括ケア総合推進センターにおりますので、引き続きケア活動の方を御協力していきたいと思っております。

(長岡委員)

出前講座と弁護士授業で、もう26校とのことでしたが、半分以下だと思うので、全ての高校の3年生に、一度でも最低限の消費者被害に遭わないための授業を届ける取組みは、ぜひ1年でも早く実施してほしいと思います。網羅的にやるのが大事で、一コマ授業したからそれだけで身につくかという問題はありますが、最低1コマは、学校の先生もやってくれていますが、県の職員と弁護士が手分けして、毎年全ての高校3年生に、特に危ない消費者被害などを中心的に話す機会を設けてほしいと思います。闇バイトも山形新聞に毎日のように出ており、高校生の2人が捕まったり、そのような事件も増えています。県外の高校生が多いが、県内の高校生には、そういう消費者被害からも、闇バイトの加害者になって、後で少年院に行くリスクが高いので、そういうことも含めて危ないということを教えてほしい。何とか高校生にまず一コマ授業を設けられるように検討していただけるとありがたいと思っております。

(細江委員)

1点目はSNSでの広報活動についてですが、今、X、Instagram、Facebookと実際に拝見しましたが、やっぱりフォロワーが数十人とか100名程で数としてちょっと寂しいというのが率直な印象です。せっかく高校で出前授業をやっているのですから、出前授業のときぐらいは、スマホを教室に持ち込むことを認めて、その場でアカウントを全員フォローしてもらおうというのも私はいいかと思っています。やはりこのSNSは、ホームページと違って、意識的に検索しないととどろ着かないのではなく、とりあえずフォローさえしていれば、タイムラインに流れてきて目に触れることがあるという特性があると思うので、まずはそういうターゲットとする若年層みんなに、できるだけ1人でも多くにフォローしてもらおうというのが大事だと思っています。あと1点は、成年年齢の引き下げについてですが、高校3年生を対象に実施した

とありますが、高3になってからやると、出前授業をやる時点では、もう既に18歳になっており、その前に既にトラブルに巻き込まれている。私としては以前から、高2のうちに18歳になる前にやるべきだと言っています。高2の出前授業を、今後取り入れていただければありがたいと思っております。

(安部委員)

以前の審議会の時にある企業代表の方から、山形県で発行しているケロちゃん通信を企業の方の会報に掲載しているという話があったと思います。私も早速、それを真似て、会員の方に、必ず責任者の方に、ぜひ企業内で部内回覧あるいは掲示して、情報共有してくださいという取組を始めました。今もいただく度に共有できております。やはり、先ほど消費生活サポーターの団体の登録が合わせて6件になったという報告がありましたが、我々企業とか団体での周知は、その企業に勤めるお子さんとかに広がり、やはり縦と横の網上に、消費者被害に関するいろんな情報提供をしていかないと、全国的に被害が減らないし知名度も上がらないと思っております。

(伊藤こず恵委員)

若年者・高齢者に向けた出前講座や法律授業、見守り活動は、だいぶ広く実施していただいているという印象で、いろいろと工夫していただいて本当にありがとうございます。ただ、資料3で、実際その被害の相談者の内訳で、保護者や高齢者の周りの方等の当事者以外からの相談が多いということを押見すると、もしかしたらデジタルネイティブ世代と言われる20代から30代よりちょっと上の、40代から60代ぐらいの方への消費者教育活動を、もう少し手厚くしてあげるといいのかと思いました。又、中高生向けの出前講座を親子で参加できるように工夫するとか、親も参加しなくちゃいけないような強制的な場を作る工夫をするとか、親子で会話をする機会を作ったり、グループワークを挟んだワークショップをするとかいう工夫があると、その40代、60代、デジタル世代と言われている10代だったり、ネットを初めて使い始めた高齢者たちを見守る世代にとっても、広く今どういう消費者被害が起こっているのか、どういう救済があるのかがよくわかるのかと感じました。その辺の工夫を更にしていただければ大変私としても助かります。

事務局回答

(東海林消費生活・地域安全課長)

皆様からご意見頂戴した中で、SNSの使い方、広報のやり方について、我々で工夫すべき点が多いと思っており、頑張りたいところです。その中でも生徒の保護者に対する働きかけについて少し取り組みとして弱いところがあったと考えており、昨年9月に霞城セントラルで実施させていただいた大学生主催のイベントでも大学生だけでなくその保護者もご参加いただけるよう、チラシなどを作らせていただきました。学校の授業ですと保護者の出席は難しいですが、PTA等を含めて学校にもう少し協力いただき、うまく工夫しながら実施する機会を設けられるよう更に検討したいと考えております。

それから若年者について、アルバイトとかで、情報商材で儲かる方法を教えますという広告が、SNSを通じて送られてきて、惑わされ、消費者金融から借金をしてその情報商材を買い、

結果として破産まで行ってしまうという事例も見られます。そういう事例を防ぐためにも若年者を対象とした講座について、さらに力を入れてまいりたいと考えております。

それから東海林委員からご質問がありました申請代行サービスでございますが、主に、火災保険とか損害保険による代行サービスで、例えば屋根に不具合が見られるので、それを直すために、保険会社と仲介してあげるのも、その仲介手数料を請求されるという被害が増えており、その申請代行サービスの項目に入ります。その他にも、電話契約の中で、今、光回線であるが、それをアナログに戻すと電話料金が安くなると謳い、アナログ戻しの代行サービスについて、高齢者が被害に遭ったりしており、件数が増えているという状況です。

(後藤委員)

資料4の1ページにもありましたが、令和3年度の消費者ホットライン「188」の認知度が11%というのが、自分が思っていたよりも低く、少し驚きました。そこで、大学の友人に「188」を知っているか聞いてみたら知らないという人の方が多く、そのとき自分はこの消費生活審議会委員として、そして成年年齢引き下げに関する啓発イベントの実行委員として、県の消費者行政に携わっているから知っているのもあって、まだ知らない人はたくさんいるのかと感じました。やはり若いうちから消費者教育を受けられる環境があることはすごく大切なことだと思います。学校等の出前講座を色々しているというのがすごくありがたいと思ったのと同時に、今後は、SNSへの情報発信をどうすれば若年者に対して当事者意識を持ってもらえるのかを考えるのが大切だと思います。今後とも引き続き大学生という視点を大切にして、SNSの普及活動とか、消費者教育に少しでも貢献できたらと思っております。

(今田委員)

資料4の5ページに、高等学校に対して消費者教育に関するアンケート調査を行ったとありましたが、どのようなアンケート内容・質問内容だったか、教えていただきたいと思っております。私もやはり、18歳成人に関して、これから社会人になる人たちが1人でも騙されることなく、騙されたとしてもきちんと相談して対応できるようにしていただきたいので、こういう中学3年生や高校生の啓発について続けていただきたいと願っております。

(佐藤博之委員)

常日頃より児童生徒に対するご支援ご協力に心から感謝申し上げたいと思っております。また、このような情報を、親と子供が、一緒に話し合う機会があるといいと感じていたところです。また弊社のスクール制服リユースが、「エシカル消費のへや」に取り上げていただいております。こちらも大変感謝申し上げたいと、ただ高校生は県のホームページは見ないというお話がありましたので、私の方から発信していきたいと思っております。ハローワークに求人に行き、その日のうちに、ある業者から電話がかかってきました。無料で求人広告をホームページにアップさせていただきますということで、無料無料無料と、とにかく無料キャンペーン中と。今から資料を送るので、判子をつけて送り返してくださいということで、判子をつけて送りましたら、その業者のホームページへアップされておりました。しばらくたって請求書が届き、36万何がしの請求書です。弁護士さんに即お願いをし、解決していただきました。やはり心の隙間をつかれ、引っ張られてしまったと感じました。また、古くからの知り合いの方が急に

訪ねてきて何の話だと思ったら、怪しい投資話でした。割と身近に、危ない話があると実感したところです。

(井上委員)

今まで会議に出させていただいて初めていろいろなことを知りましたし、勉強にもなりました。紙ベースでケロちゃんニュースを送っていただき、ありがとうございます。LINE でもいただきますが、細かくてやっぱり流し見してしまうので、紙ベースの方が見やすいなと思って見ており、私が総務の方へ回し、総務の女性がこの中から気になる役に立つような情報を社内で回してもらっております。県警の方のメールももらっており、県警はリアルタイムでこういうことが起きたって来るので、すごくドキッとしながら見ます。やはり、LINE であればリアルタイムの情報のほうがインパクトがあると感じます。今年は、新年会の前に金融広報アドバイザーの方に来ていただき、社員が詐欺にあったり特殊詐欺にあったりしたら大変だという思いがあり、又、金融教育を我々は受ける機会がなかったので受けてみました。今の高校生や高校を出たぐらいの20代くらいの方は受けているのですが、30代くらいの方はほとんど受けていないのではと思います。人生100年時代ということで、金融教育も大事だと思い、NISA や新しいNISA が始まるということも含めて、さまざまな知識を、先生にお話いただきました。これからも、商工会議所女性会の方も、勉強させていただきたいなと思っております。

(大石委員)

各項目しっかりやっているとしたいと思います。ただ、まだ未達部分がありますが、この未達部分を全て達成していこうと思ってもなかなかできないだろうと思います。そこで、その中で県の担当の方で優先順位をつけて、この部分についてはどうしても達成しなければならないという目標を決めて実施いただければ、なおいいと思います。項目別には、学校教育、消費者教育ということで、当銀行協会でも、様々な取り組みをしております。金融教育、特に若年者、高校生の教育が非常に大切だと思っており、成人年齢の引き下げもあり、多重債務についてもしっかり教育をやっていかないとと思っております。対処療法的でなく若いときから、多重債務というのはこういうことをすると多重債務になってしまうという教育を行っていかなくてはいけないと思います。世の中のいろいろな金利は、日本国債の10年後が基準で決まっている。10年後の国債が0.7%なのに10%で運用できます、これはおかしいなと気づかせるというのが大切です。60分なら60分やるのではなく、短い時間でいいと思います。あと、国の施策で、金融経済教育推進機構が今年、スタートすると思いますが、全銀協や日銀も一緒になって、この組織が立ち上がると思います。新型NISA がスタートし、iDeCo ができるのが60歳から65歳まで延びたが、高齢者の雇用が延長になればそれが70歳になるかもしれない。そうすると、資産運用中心になっていくと思います。そこに、消費生活関連の施策の事業を、少しでもいいので入れていただくと連携になります。推進機構、消費生活センターがそれぞれで実施するのではなく、一つの講座で実施するような形が必要ではないかと思いました。

(佐藤善友委員)

いろいろ PR するために、SNS のみならずテレビや、広報誌を使ったりしているのがすごくいいと感じております。私も会社のホームページを運営しているので、会社のホームページの環境リサイクル関連のページを作りますが、アクセスが非常に少ない。わざわざ検索してまでそういう情報は見ないです。そこで情報をどういうふうに活かしていくかということの日ごろ考えながら仕事をしております。昨今、小中高の授業で地域課題解決型学習を比較的やっています。弊社の方にも勉強したいということで、高校生であったり、公益大の大学生だと、課題解決型インターンシップと称して、地域の課題をグループで考えて議論して発表するものもあつたりします。そういう背景を考えると、エシカル消費については、令和3年度認知度6%という数字があり、広めたいということがあると思います。スーパーマーケットでは生ゴミが、年間140トンほど出ている。それを有機肥料にして米を作ってお酒を作っていることを、しっかり「エシカル消費のへや」で紹介されております。一方、小中高の授業で、地域課題解決型学習ということ、先生のファシリテーター的なところも大事になりますが、地域を知る意味で、エシカル消費や環境について、実際にやっているところを生徒が深掘りして、考えていくことができれば、認知度が少しずつ上がっていくと思います。チラシを配ったり、SNSで発信したりということも大事だと思いますが、生徒に能動的に動いてもらうとか、逆にイベントを仕掛けていくことがあってもいいと思います。

(原田委員)

資料2に、中高大学生、学生への教育をした回数や人数がすごく多かった。それから高齢者の方にも多かったという数字がちゃんと出ております。親とその子供との理解力の隔たりはあるかもしれませんが、一つ注意をさせるということが必要だとすれば、やはり学生に対する、まだ社会に出る前の教育はすごく大切だと思います。街に出て、化粧品の勧誘に自分もあい、契約をしてしまったとしても、「しまった」と思ったときに、どこに相談に行けばいいのかを知っていることがすごく大切であり、社会に出る前の人たちにしっかり教育していくことが大切ではないかと思いました。私達もケロちゃん通信を送っていただいて本当にいいチラシだなと思っておりますがもっと自分の団体である商工会議所の女性部にケロちゃん通信を配るとか、もっと積極的にやっていかなければならないという認識を、自覚しました。また、ケロちゃん通信などに、載せていい範囲内で興味を引く情報を載せていただくといいと思います。食の安全のいろいろな事業、教育活動も、この団体で実施していることの認識を新たにしました。非常に大切な分野なので教育の方、よろしくお願いします。資料5の3ページに、迷惑電話防止機能付き固定電話買い替えキャンペーンの記載がありますが、補助金があるならそこを強調していただくと、キャンペーンに同調してくださる方も多くなると思いますので、ぜひその辺も周知していただけるとありがたいと思います。

(渡邊委員)

ケロちゃん通信について、県の女性協の方でいろいろな会議がありますので、私も何らかの形で、お知らせできればと思っています。すごく小さな町で、それこそ人口5,000人足らずの舟形町ですが、何百万円とか何千万円の被害があったということも、2、3お聞きしております。いかにその被害をなくしていけるのかと考えると、やはりケロちゃん通信などの広報的な

ものを、みんなに見てもらおう。そうすることによって、いくらかでも少なくなるのではないかと考えています。それと、今、スマホに「あなたに何千万とか当たりました」という通知が来ます。やはり高齢者の方は、今ほとんどの人がスマホを持っていますので、もしかしたらそういうところにアクセスしてしまう人もいます。そこで、私達のような高齢者に対してのスマホでの被害防止の出前講座があればいいと思いました。

(小笠原会長)

一点目、資料4の8ページの消費生活サポーターのところ、累計の人数と実人数と2つでありますが、こちらはどういう意味なのかを教えてください。もう1点は金融経済教育推進機構の関連ですが、今まで金融教育は国の制度として全面的にはっきりとやってなかったと思いますが、次の4月から、金融サービス提供法が改正されて正式に推進機構ができることになると、金融教育と消費者教育と、あと今小中高の学科の中で、家庭科、社会科、国語の中で消費者教育をやっているおり、別にやっていると、時間もないので、連携をしていくことになるかと思いますが、これから県レベルでどういう連携を考えているのかを、もしあれば教えてください。

(東海林消費生活・地域安全課長)

この審議会は、消費生活審議会と消費者教育推進協議会の2本立てでの開催とさせていただいております。消費者被害の防止のためには教育という面が非常に重要だと改めて感じております。その中で、金融広報委員会の関係ですが、今年10月から、これまで地方の金融広報委員会で実施してきたものが全国的な組織で運営されることとなります。金融教育につきましては、様々な金融商品の説明であったり、それへの関わり方、そういったものを学ぶ機会になります。県としてもこれまで金融広報委員会の講座の中で金融に関する知識と併せてやはり消費者トラブルに対する講座のご要望も多いというようなこともあり、金融広報委員会の講座の中でも消費者トラブルも併せた講座を実施させていただいております。

エシカル関係は、様々広報をしておりますが、実感としてなかなか認知度は高まっていないと感じています。そこで、来年度においては、エシカル消費に的を当てたイベントを検討しており、開催してまいりたいと考えており、県議会に新年度予算として、上程させていただきたいと考えております。

議長からありました消費生活サポーターの累計と、実人数になりますが、累計についてはこれまで消費生活サポーターとしてご登録いただいた方の累計であります。その中からお辞めになられる方、住所の移動でご辞退される方がおり、その方を除いた現在登録されている実人数を別途表示させていただいております。累計については、消費生活サポーターとして関心を持たれた方ということで一つの評価をさせていただいているのと、実人数としては実際活動いただいている方ということで、別のカウントをさせていただいております。

それから大石委員からございました、優先順位をつけてということにつきましても、全て達成に向けて努力をしてまいりたいと考えているところではありますが、ご助言も踏まえながらより力を入れていくべきところについても、検討させていただきたいと考えています。

(中島専門員)

今田委員の方からご質問いただきました消費者教育に係る実態調査アンケートについてお答えします。今まで学校等で消費者教育を行ったことがあるか、どんな授業をしたことがあるか、県で行っている出前講座を受けたことがあるか、法律授業を受けたことがあるか、更には今後受けたいかどうかについて、事細かにアンケートを取らせていただきました。そこでいただいたアンケートを基にしまして、県では昨年度から全ての高校に、ニーズ調査ということで高校に訪問させていただいております。

長岡委員よりご意見いただきました「全ての高校にぜひ一度は」というご意見ですが、県の方で報告させていただいた出前講座、法律授業の数はあくまでも県で実施した数であり、ニーズ調査を行ったところ、大体の高校が、「県ではないが市の消費生活センターの出前講座を受けているので、県の方はいいです」というお答えをいただきました。確かに「半数になっていないのではないか」というご意見でしたが、ニーズ調査をしたところ、多数の高校が市センターで出前講座を受けており、全てが県で実施するというものではなく、消費者行政を担っている自治体全部で、この高校の出前講座をさせていただいているというところで、ご理解いただければと思います。

細江委員の方からも「出前講座は高校2年生で」、「または1年生か2年生で」ということでもいただいたご意見ですが、高校の方にニーズ調査をさせていただいたところ、学習指導要領が今回変わり、必ず1年生か2年生で先生の授業の中で一度はこの消費者教育をしていると。ただ、1・2年生では必ず3年の頃忘れてしまうので、3年生で補完授業を県の方でしてほしいという意見があり、今1・2年生は高校の授業の中で、3年生は忘れてしまうので、県の出前講座で補完授業をさせていただくという方法で、今事業を進めさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

(安達補佐)

金融教育に関して消費者教育との連携等につきまして大石委員と小笠原会長からいただいたご意見について、今後の推進の方向性をお話させていただきます。山形県では金融広報委員会の事務局として各金融機関と連携して、以前より金融教育を進めてまいりました。金融庁や地方銀行と連携した国レベルの金融経済教育推進機構が、今回の法律の改正に基づき、春先に設立され、秋から本格的に稼働されることになりました。今まで地方の県の金融広報委員会が担っていた金融広報アドバイザー派遣事業が国レベルで行われることになり、これまで県から派遣されていた金融広報アドバイザーが、今度は認定講師として国の推進機構から派遣されるような流れになります。ただ仕組みとしては、アドバイザー事業の金融教育をやる主体が変わりますが、これまで通り山形県から派遣している金融広報アドバイザーも、特殊詐欺についてや、消費者トラブルについての啓発など落語を交えて、わかりやすく講座をしたり、それぞれの団体様のニーズに応じて、教育を行っており、引き続き消費者啓発と絡めながら、教育していきたいと考えております。来年度も国の事業の認定講師の派遣にはなりますが、地方金融広報委員会では、年1回は講師と一緒に研修会を行い、県独自の消費者教育の内容について、情報交換会をする方向性が決まっております。そういった機会を捉えて、金融教育を行う金融広報の講師とも、県の施策について情報共有しながら連携し、進めていきたいと考えているところです。

県警の固定電話の事業についてですが、現在、指定の留守番電話機能付き電話を購入した場合、5,000円のギフトカードをプレゼントするというキャンペーンを行っているところです。現在も受付がされておりますので、ぜひご活用いただきますよう、委員の皆さまからもご啓発よろしくお願ひします。

(小笠原会長)

それでは、協議を終了いたします。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

4 その他

- 消費者安全確保地域ネットワーク構築事業（eラーニング講座）＜令和5年度＞
- 消費生活相談のデジタル対応＜令和6年度＞
- 山形県エシカルフェスタ（仮称）＜令和6年度＞

(事務局)

本日は大変貴重な御意見、御提言をいただきありがとうございました。
以上をもちまして審議会を終了いたします。

(以上)